県　章

群馬県報

平成２３年
９月２０日(火)
第８９２７号

■　目　　次

ページ

告　　示

○平成２４年度及び平成２５年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（会計課）　2

公　　告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請（ＮＰＯ・ボランティア推進課）　9
○都市計画道路の変更に係る縦覧（都市計画課）　9

教育委員会告示

○群馬県指定天然記念物の指定（文化財保護課）　9
○群馬県指定重要文化財の指定の解除（同）　１０

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の５０分の１の数等　１０
○政治団体の名称等　１１
○政治団体の異動事項　１２
○政治団体の解散届出　１２
○資金管理団体の異動事項　１３
○資金管理団体の指定取消し　１３

■　告　　示

◎群馬県告示第２９４号

群馬県財務規則（平成３年群馬県規則第１８号）第１７０条の２及び第１８０条の規定に基づき、平成２４年度及び平成２５年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約（工事請負並びに設計、測量及び地質調査の委託を除く。以下「物件の製造等の契約」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）及び資格を有するかどうかの審査（以下「資格審査」という。）の申請の方法等を次のとおり定め、平成２３年１０月１日から施行する。

なお、県が発注する物件の製造契約及び購入契約並びにその他の契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等の告示（平成２３年群馬県告示第１９号）は、平成２４年３月３１日限り廃止する。

平成２３年９月２０日

群馬県知事　大　澤　正　明

１　物件の製造等の契約の種類

物件の製造等の契約の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	大分類	小分類
物品の製造	印刷	活版印刷、グラビア印刷、オフセット印刷、フォーム印刷、封筒、製本、タイプオフ印刷、ダイレクト印刷、点字印刷
	地図・航空写真	地図製作、図面制作、写図、航空写真、その他
物品の販売	事務機器	事務用品、鋼製什器、事務用家具、和洋紙、印章、ＯＡ機器、その他の事務用品
	教育機器	学校教材、教育機器、保育教材・遊具・玩具、その他の教材
	書籍	図書、雑誌・刊行物、映像ソフト
	理化学医薬・保健機器	理化学機器、計測機器、実験機器、測量機器、医療機器、Ｘ線フィルム、光学機器、介護用機器、その他の理化学医薬・保健機器
	薬品	医療用薬品、工業用薬品、農業用薬品、動物用薬品、ガス類、衛生用品、その他の薬品
	電気・通信機器	電気器具、放送・通信用機器、家電製品、家電消耗品
	産業用機械	産業機械、建設用機械、工作用機械
	農林業用機器	林業用機器、農業用機器
	農林業用用品	種苗、肥料、飼料、園芸資材、花き類、その他の園芸用品
	車両類	自動車、二輪車、特殊自動車、自転車、自動車部品、タイヤ、船舶、ぎ装、消防用自動車、救急用自動車、警察用自動車、その他緊急自動車
	燃料類	ガソリン・軽油、重油、灯油、燃料用ガス、薪炭、石油器具、その他の燃料
	厨房機器	調理台、流し台・洗面台、給湯器、調理機器、厨房用食器、ガス器具、その他の厨房機器
	食料品	食料品、お茶

	運動用品	運動用具、武道用品、キャンプ・登山用品、運動設備品、その他
	音楽用品	楽器・楽譜、レコード・音楽ＣＤ等、その他の音楽用品
	百貨店	ギフト製品・百貨
	繊維製品	制服、作業服・事務服、白衣、寝具類、帽子、その他の衣料品
	室内装飾品	カーテン、じゅうたん、ブラインド、椅子カバー、どん帳、暗幕、テント、シート類、家具類、木工製品製造、その他の室内装飾品
	写真	写真機、撮影機、映写機、フィルム、写真材料、ＤＰＥ、マイクロ写真機、青焼き、カラーコピー
	記念品・時計	記章、カップ・トロフィー・楯、記念品、時計、貴金属
	荒物雑貨	家庭金物、荒物、雑貨類、手芸用品、かばん、ゴム･ビニール製品、陶磁器、作業靴、皮革製品
	看板・展示品	看板・掲示板、横断幕、模型、ステッカー類
	道路標識	道路標識、カーブミラー、バリケード、保安灯
	工事用材料	アスファルトコンクリート、木材、建築金物、工具、塗料、生コン・セメント、砕石・砂利、仮設資材、電線、その他の工事用材料
	コンクリート製品	ヒューム管、パイル、道路・下水道用品、陶管、ＰＣ板、ブロック、その他のコンクリート製品
	鉄鋼・非鉄鋼製品	鋼材、鋼管、ガードレール、パイプ、鉄蓋、鋳鉄品、鉛管、ビニール管、その他の鉄鋼・非鉄鋼製品
	警察・消防用品	鑑識用機材、警察用品、防災用品、消防ポンプ、ホース、消火器・消火器薬剤、救急用機器、消防用機器、その他の消防用品
	水道用品	水道用特殊部品、水処理薬剤、資材、その他の器具
	特殊物品	清掃工場用物品、選挙用品、斎場用物品、美術品、ペット用品、大型遊具、その他の物品
	その他の物品	上記のいずれにも属さない物品
役務等の提供	清掃	建物清掃、貯水槽・高架水槽の清掃、除草、樹木剪定、管渠清掃、道路・水路清掃、下水道維持・管理、浄化槽清掃、沈殿槽・分離槽清掃、除雪、その他の清掃
	警備・受付・案内	有人警備、交通誘導、機械警備、プール監視、施設受付・案内
	消毒・害虫駆除	くん蒸、ねずみ・蜂類等、シロアリ、松くい虫、その他の害虫等駆除
	保守管理	施設管理、施設・設備運転管理、駐車場管理、道路等管理、電気設備、通信・放送設備、舞台装置、昇降機、空調・衛生設備、消防・防災設備、事務用機器、遊具・体育器具、浄化槽管理、自動ドア、医療機器、シャッター設備、その他の機械設備、その他の保守管理
	クリーニング	クリーニング・ランドリー、リネンサプライ、寝具丸洗い・乾燥・消毒
	廃棄物処理	一般廃棄物収集運搬、一般廃棄物処分、産業廃棄物収集運搬、産業廃棄物処分、特別管理産業廃棄物収集運搬、特別管理産業廃棄物処分、その他の廃棄物処理

	運搬業務	旅客運送、貨物運送、旅行企画、倉庫、美術品運搬、その他の運搬業務
	情報処理	システム開発・保守、データ作成・入力、その他の情報処理
	検査・分析・調査	環境関係調査、環境計量証明、世論調査、市場調査、交通調査、地域計画調査、調査・研究（シンクタンク）、測量、文化財調査、アンケート調査、漏水調査、その他の検査・分析・調査
	イベント･企画	イベントの企画・運営、会場設営・撤収、デザイン、ビデオ作製、翻訳、番組の企画・制作、映像音響ソフト制作、ホームページ制作、広告代理、看板標識作製・設置、写真・マイクロフィルム、文化財等複製作製、その他の制作
	研修・講習	研修・講習
	事務処理	筆耕等事務補助、不動産関係事務･業務、速記、議事録調製業務、封入封緘業務、その他の事務処理
	人材派遣	一般労働者派遣、特定労働者派遣
	リース・レンタル	事務用機器、電算システム、産業・建設機器、動植物、情報機器、イベント用品、自動車、医療機器、ボイラー機器、その他のリース・レンタル
	医療福祉	福祉サービス業務、給食サービス業務、検診・予防接種・各種医療検査、その他の医療福祉
	車両整備	自動車整備、機械整備
	再生資源化	再生資源化
	その他	ピアノの調律、畳関係、自動車保険、損害保険、森林整備、料金徴収、その他の業務
物品の購入	資源回収	鉄くず、非鉄金属くず、古紙、ビン類、ペットボトル、古物、火葬残骨灰、自転車、その他

２　競争入札に参加することができる者　競争入札に参加することができる者は、５により申請を行い、３(1)から(3)までに掲げる審査項目について資格審査を受け、資格を有すると認められた者（以下「資格者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、申請を行うことができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）

(2) 地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当することにより資格を取り消され、資格を付与しないこととされた期間を経過しない者

(3) 納付すべき税を完納していない者

３　審査項目

(1) 経営内容　申請を行う日（以下「審査基準日」という。）の直近２年間の各事業年度（個人にあっては、各事業年）における物件等の生産又は販売について算出した年平均の生産額又は販売額

(2) 経営規模

ア　審査基準日の直前の事業年度（個人にあっては、事業年）の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本金額

イ　審査基準日の前日における従業員数

ウ　物品の製造及び役務等の提供に係る事業を営んでいる者にあっては、直前決算における機械設備等の額（機械装置類、運搬器具、工具その他備品の合計額）

(3) 経営状況

ア　直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したもの）

イ　審査基準日の前日までの営業年数

4　資格審査の方法　資格を有するかどうかは、物件の製造等の契約の種類に従い、３(1)から(3)までに掲げる審査項目を審査した結果を総合的に勘案して決定するものとする。

5　申請の方法　資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用した物件等競争入札参加資格審査申請（以下「電子申請」という。）を知事に行わなければならない。

6　申請の受付期間　平成２３年１０月１１日（火）から同年１１月２２日（火）までとする。

7　添付書類　申請者は、申請と同時に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 法人にあっては登記簿謄本又は登記事項証明書、個人にあっては市町村長が発行した身分証明書

(2) 納税証明書（法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税並びに県税、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税並びに県税に関するもの。なお、同時に他の市町村に申請する場合は、該当する市町村税に関するものを含む。）

(3) 財務諸表（審査基準日の直近２年間の各事業年度の決算に関するもので、法人の場合のみ提出する。）

(4) 確定申告書等の写し（審査基準日の直近２年間の各事業年に関するもので、個人の場合のみ提出する。）

(5) 営業に必要な許可、認可又は届出を必要とする場合は、これを証明する書類の写し

(6) ＩＳＯ認証を取得している場合は、登録証の写し

(7) 申請を行政書士に委任する場合は、行政書士委任状

(8) 入札、契約、代金の請求、領収等を代理人に委任する場合は、委任状（別記様式第１号）

(9) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第２号）

(10) 個人住民税の特別徴収（県内市町村に限る。）を実施し、又は実施を誓約している場合は、特別徴収実施確認書兼誓約書

8　電子申請及び添付書類に使用する言語等

(1) 電子申請は、日本語により行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、ＪＩＳ第１水準及び第２水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はひらがなに置き換えるものとする。

(2) ７(3)の財務諸表は、日本語により作成しなければならない。なお、その他の書類で外国語により記載してあるものは、その日本語による訳文を付記し、又は添付しなければならない。

(3) 電子申請及び添付書類の金額表示は、日本国通貨でしなければならない。なお、日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和２２年大蔵省令第９５号）第１６条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

9　資格審査の結果の通知　知事は、資格審査の結果、資格を決定したときは、申請者に電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

10　資格の有効期間　資格の有効期間は、資格認定日から平成２６年３月３１日までとする。

11　営業の廃止等の届出　申請者は、申請を行った後、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、

速やかに、その旨を電子情報処理組織を使用して届け出なければならない。

なお、届出に当たり、７に掲げる書類のうち該当する書類を提出するものとする。

(1) 営業を廃止し、又は休止したとき。

(2) 所在地を変更したとき。

(3) 電話番号又はＦＡＸ番号を変更したとき。

(4) 商号又は名称を変更したとき。

(5) 代表者の変更があったとき。

(6) 代理人の変更があったとき。

(7) 営業品目を変更したとき。

12　資格の取消し等　知事は、資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格を取り消し、又は当該事実があった後２年間を限度として資格を付与しないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する資格者についても、また同様とする。

(1) 営業を廃止し、又は休止した者

(2) 成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産手続開始の決定を受けた者

(3) 電子申請又は添付書類に虚偽の事実を記録し、又は記載したことにより資格を取得した者

(4) 物件の製造等の契約の履行に当たり、故意に物件の製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(5) 競争入札において、公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(6) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者

(7) 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(8) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

13　資格の取消し等の通知　知事は、12の規定により資格を取り消したとき又は資格を付与しないこととしたときは、その旨を該当者に通知するものとする。

14　申請情報の取扱い

(1) 各申請者から申請された内容（以下「申請情報」という。）については、資格審査後、その一部（本社又は委任先営業所の基本情報（商号又は名称、所在地、代表者氏名及び電話番号）及び営業品目）について公開する。

(2) 申請情報について、暴力団関係該当の有無を関係機関に照会することがある。

別記様式第１号（規格Ａ４）

委　任　状

年　月　日

群馬県知事　　あて

所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名　　印

私は下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

所　在　地
受任者　商号又は名称
役職及び氏名　　印

委　任　事　項

１　見積、入札、契約締結の件
２　物品納入、代金請求、領収の件

委　任　期　間

年　月　日から
年　月　日まで

別記様式第２号（規格Ａ４）

暴力団排除に関する誓約書

年　月　日

群馬県知事　あて

所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名　印

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、群馬県警察本部に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を群馬県知事から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

１　自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

２　１(1)から(8)までに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）を下請契約等の相手方にしません。

３　下請契約等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。

４　自己又は下請契約等の相手方が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、群馬県知事に報告し、警察に通報します。

■　公　　告

特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第１０条第１項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第２項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から２月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化部ＮＰＯ・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成２３年９月２０日

群馬県知事　大　澤　正　明

１　申請のあった年月日　平成２３年８月１７日

２　特定非営利活動法人の名称　特定非営利活動法人太田環境整備対策センター

３　代表者の氏名　笹野廣美

４　主たる事務所の所在地　太田市強戸町１９８７番地

５　定款に記載された目的　この法人は、地域における生活環境の整備・保全活動に幅広く取り組むことで、安全で住みよい地域づくりに貢献することを目的とする。

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第１８条第１項の規定により、桐生都市計画道路を変更したいので、同法第２１条第２項において準用する同法第１７条第１項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

平成２３年９月２０日

群馬県知事　大　澤　正　明

１　都市計画の種類及び名称　桐生都市計画道路　(1) ３・４・６号　本町線　(2) ３・４・７号　中通り線

２　都市計画を定める土地の区域

(1) ３・４・６号　本町線

廃止する部分　桐生市本町及び天神町

(2) ３・４・７号　中通り線

追加する部分　桐生市天神町

３　都市計画の案の縦覧場所　群馬県県土整備部都市計画課、群馬県東部県民局桐生土木事務所、桐生市都市整備部都市計画課、桐生市総合政策部伝建推進室及び桐生市伝建まちなか交流館

４　縦覧期間　平成２３年９月２０日から同年１０月４日まで

■　教育委員会告示

◎群馬県教育委員会告示第３号

群馬県文化財保護条例（昭和５１年群馬県条例第３９号）第３８条第１項の規定により、群馬県指定天然記念物として次のとおり指定する。

平成２３年９月２０日

群馬県教育委員会委員長　牟　田　洋　一

名称	所在場所	所有者（管理者）
針山（はりやま）の天王（てんのう）ザクラ	利根郡片品村大字針山字乙４７番	千明長治

◎群馬県教育委員会告示第４号

群馬県文化財保護条例（昭和５１年群馬県条例第３９号）第５条第１項の規定により、群馬県指定重要文化財の指定を次のとおり解除する。

平成２３年９月２０日

群馬県教育委員会委員長　牟　田　洋　一

名称及び員数	所在場所	所有者（管理者）
刀（かたな）　無銘（むめい）（伝元重（でんもとしげ））　１口	前橋市小相木町１５０番地２	樋口ユキエ
脇差（わきざし）　無銘（むめい）（伝吉房（でんよしふさ））　１口	高崎市芝塚町１８８２番地	金井英武
刀（かたな）　銘土佐藩工左行秀造之（めいとさはんのたくみひだりゆきひでこれをつくる）　１口	前橋市小相木町１５０番地２	樋口ユキエ
短刀（たんとう）　銘源左衛門尉信國（めいみなもとのさえもんのじょうのぶくに）　１口	前橋市千代田町一丁目１１番１１号	柳田せい
脇差（わきざし）　銘上州住憲重作（めいじょうしゅうじゅうのりしげさく）　１口	利根郡みなかみ町湯原７１９番地	須藤信雄
刀（かたな）　銘備州長船藤原朝臣出雲守在光作（めいびしゅうおさふねふじわらのあそんいずものかみありみつさく）　１口	高崎市倉渕町三ノ倉８１３番地	塚越昇

■　選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第７１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７４条第１項、第７５条第１項、第７６条第１項、第８０条第１項、第８１条第１項及び第８６条第１項の規定による選挙権を有する者の総数の５０分の１の数、３分の１の数及び４０万を超える数に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第８条第１項の規定による選挙権を有する者の総数の４０万を超える数に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

平成２３年９月２０日

群馬県選挙管理委員会委員長　髙　山　　昇

１　県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の５０分の１の数　３２，５８４

２　県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の４０万を超える数に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数　３３８，１９４

３　県の議会の議員の各選挙区における県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の３分の１の数

選挙区名	３分の１の数

北群馬郡	９，０２５
甘楽郡	７，３６４
吾妻郡	１７，３４２
利根郡	１０，６６８
佐波郡	９，７３２
邑楽郡	２７，６５５
前橋市	９２，４９４
高崎市	１００，３３３
桐生市	３４，１４３
伊勢崎市	５３，４２９
太田市	５６，７０１
沼田市	１４，２８４
館林市	２１，０９８
渋川市	２３，３１０
藤岡市・多野郡	１９，８８７
富岡市	１４，２２３
安中市	１７，３３８
みどり市	１４，０３３

◎群馬県選挙管理委員会告示第７２号

政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第６条第１項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成２３年９月２０日

群馬県選挙管理委員会委員長　髙　山　　昇

その他の政治団体（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
市民の力	柴崎忠平	蛯谷稔	前橋市昭和町３－４－５
自由真党	松村薫	山口順弘	高崎市江木町４５９
真政会	柴泉智	北形信也	高崎市上小塙町５７２－２

◎群馬県選挙管理委員会告示第７３号

政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第７条第１項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成２３年９月２０日

群馬県選挙管理委員会委員長　髙　山　　昇

政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
公明党群馬県本部	主たる事務所の所在地	高崎市飯塚町４５７－２	前橋市大友町１－１２－２１
自由民主党群馬県建設業支部	会計責任者の氏名	萩原健次	千島知
自由民主党群馬県館林市第四支部	主たる事務所の所在地	館林市富士見町７－１６	館林市木戸町５３９
民主党群馬県桐生市支部	主たる事務所の所在地	桐生市錦町２－２－１６	桐生市稲荷町３－１１
民主党群馬県第４区総支部	会計責任者の氏名	三宅政志公	藤川基之

その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
群馬県建設政治連盟	会計責任者の氏名	萩原健次	千島知
群馬県ビルメンテナンス政治連盟	主たる事務所の所在地	前橋市問屋町１－８－６	前橋市日吉町１－８－１
清明会	主たる事務所の所在地	前橋市大手町１－１３－５	前橋市野中町３６９－２
はばたく群馬の会	主たる事務所の所在地	前橋市大手町１－１３－５	前橋市野中町３６９－２
三宅雪子後援会	会計責任者の氏名	三宅政志公	藤川基之

◎群馬県選挙管理委員会告示第７４号

政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第１７条第１項の規定により解散の届出のあった政治団体は、次のとおりである。

平成２３年９月２０日

群馬県選挙管理委員会委員長　髙　山　　昇

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党群馬県利根郡第二支部	小野里光敏	腰越克彦	利根郡みなかみ町湯原３８６

民主党群馬県桐生市支部	大沢幸一	船津京子	桐生市錦町２－２－１６

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
愛される高崎を実現する会	石原清次	松本英二	高崎市京目町２４９－１
浅川達彦後援会	浅川達彦	森下紀幸	吾妻郡中之条町中之条９３２
小野里光敏後援会	小野里光敏	小野宏壽	利根郡みなかみ町湯原３８６
元気な仲間と石井秀子	石井重夫	石井重夫	桐生市菱町４－２４７２－１０

◎群馬県選挙管理委員会告示第７５号

政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第１９条第３項の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成２３年９月２０日

群馬県選挙管理委員会委員長　髙　山　　昇

その他の政治団体

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
清明会	主たる事務所の所在地	前橋市大手町１－１３－５	前橋市野中町３６９－２

◎群馬県選挙管理委員会告示第７６号

政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第１９条第３項の規定により資金管理団体指定取消しの届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成２３年９月２０日

群馬県選挙管理委員会委員長　髙　山　　昇

その他の政治団体

資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の届出をした者の氏名
浅川達彦後援会	吾妻郡中之条町中之条９３２	浅川達彦	中之条町議会議員	浅川達彦
小野里光敏後援会	利根郡みなかみ町湯原３８６	小野里光敏	群馬県議会議員	小野里光敏

毎週火、金曜日発行

発　行　群　馬　県

群馬県前橋市大手町一丁目１番１号
電話　027-223-1111